

文 教 委 員 会 資 料

陳情第 9 5 号 学校給食の無償化を求める陳情

資料 陳情第 9 5 号「学校給食の無償化を求める陳情」

令和 7 年 3 月 1 2 日
教 育 委 員 会 事 務 局

学校給食費について

1 法令等の規定

学校給食費については、学校給食法等において、

- ✓ 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担
- ✓ 設置者が負担する経費以外の学校給食に要する経費を保護者の負担

とすることが規定されています。

○学校給食法（昭和29年法律第160号）

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

○学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

2 条例等の規定

本市における学校給食費については、川崎市学校給食費の管理に関する条例等により、食材料費のみ保護者が負担する経費と定めています。

○川崎市学校給食費の管理に関する条例（令和２年川崎市条例第２５号）

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 学校給食 法第３条第１項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第２条に規定する学校給食をいう。
- （２） 学校給食費 法第１１条第２項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第５条第１項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第２条に規定する学校給食に要する経費のうち規則で定めるものをいう。
- （３） 学校給食費負担者 学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）をいう。

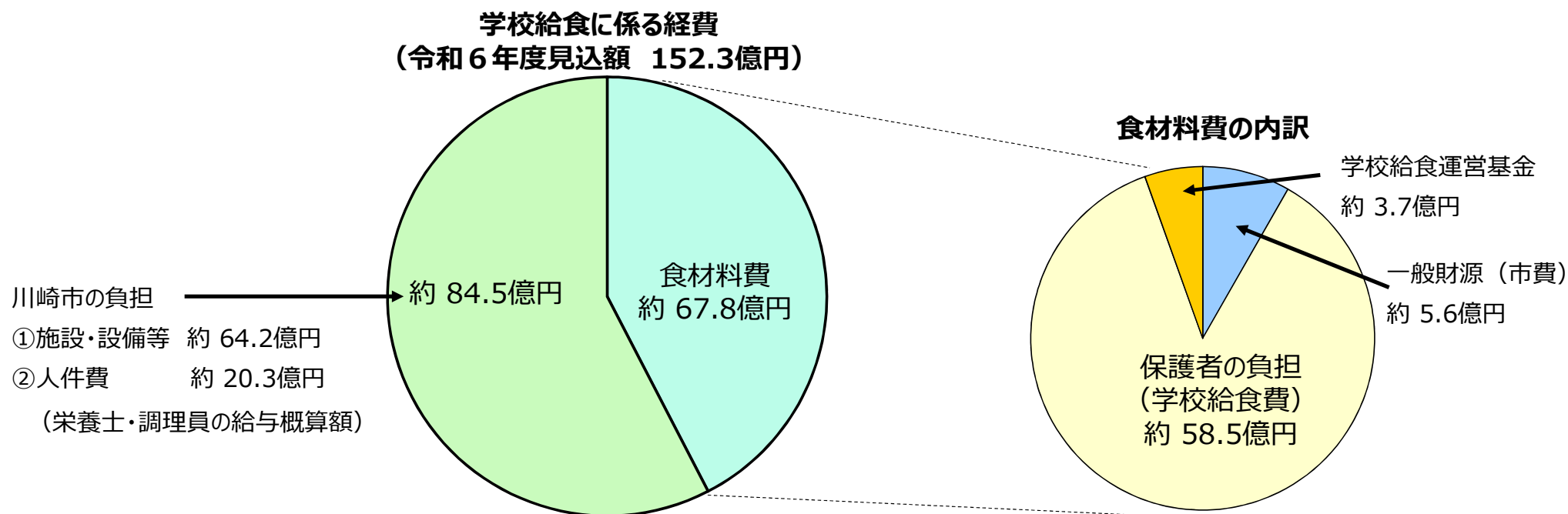
○川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和２年川崎市規則第４０号）

（保護者等が負担する経費）

第２条 条例第２条第２号に規定する規則で定めるものは、食材料費とする。

本市の学校給食に係る経費負担

本市の学校給食は、令和6年度の場合、予算ベースで全体で約152.3億円の経費が必要で、食材料費となる約67.8億円のうち、約58.5億円を保護者が負担し、不足分を学校給食運営基金※の取崩しと一般財源により充当しています。



※ 学校給食運営基金とは、一時的な物価高騰や、災害や感染症等に備えて食材料費の契約事務手続における差金等を積み立てたもの（令和5年度末残高約3.7億円）をいう。

学校給食の概要

学校給食は、学校給食法等において、義務教育諸学校等の設置者に実施する努力義務があります。

○学校給食法（昭和29年法律第160号）

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

※特別支援学校については「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）」に、夜間定時制高校については「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）」に規定されています。

※ 本市の場合、市立高等学校定時制課程においては、選択制のデリバリー給食を提供しています。

【国公立学校における完全給食の実施率（令和5年度文部科学省「学校給食実施状況等調査」より抜粋）】

校種	全体	国立	公立	私立
小学校	98.8%	98.5%	99.5%	43.4%
中学校	89.8%	20.6%	97.1%	8.2%
特別支援学校	88.9%	97.8%	88.7%	62.5%
夜間定時制高校	51.4%	—	51.4%	50.0%

※ 実施率には、選択制のデリバリー給食等を実施しているものを含む。

本市の学校給食の概要

【本市の小学校、中学校、特別支援学校における学校給食の概要(令和7年度)】

校種	校数	対象者数※1	給食内容	学年	給食回数	学校給食費		
						1食当たり単価※2	月額	年額
小学校	115校	72,590人	完全給食	全学年	187回	317円 (270円)	5,400円 (4,600円)	59,279円 (50,490円)
中学校	52校	20,068人		1・2年生	165回	376円 (320円)	5,700円 (4,800円)	62,040円 (52,800円)
		10,048人		3年生	155回		5,300円 (4,600円)	58,280円 (49,600円)
特別支援学校	4校	6人		幼稚部	183回	211円 (180円)	3,600円 (3,000円)	38,613円 (32,940円)
		150人		小学部	183回	317円 (270円)	5,300円 (4,500円)	58,011円 (49,410円)
		519人		中高等部	183回	376円 (320円)	6,300円 (5,400円)	68,808円 (58,560円)

※1 対象者数は令和6年度「児童生徒数長期推計」による。

※2 令和6年11月に令和7年度の学校給食費の見直しを行いました。令和7年度については、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」と一般財源を活用することにより、保護者負担を現行の額(カッコ内の額)に据え置き、保護者負担の軽減を図ってまいります。

本市の学校給食費に係る決算及び予算の状況

学校給食に係る物資(食材料)の購入費は、保護者等から徴収する学校給食費徴収金等により賄われており、令和5年度決算では、歳入が約61億1,905万円に対して、歳出が約61億621万円となっています。

【学校給食に係る決算及び予算の状況】

単位 円

	歳入				歳出
	学校給食費	その他※1	臨時交付金	計	学校給食物資購入費
令和5年度決算額	5,498,511,086	34,148,855	586,398,789	6,119,058,730	6,106,216,287

歳入と歳出の差額は、学校給食運営基金に積立て

※1 産地偽装による解決金など

	歳入				歳出
	学校給食費	学校給食運営基金の取崩し	一般財源※2	計	学校給食物資購入費
令和6年度見込み額	5,848,207,000	367,404,000	565,875,000	6,781,486,000	6,781,486,000

	歳入				歳出
	学校給食費	臨時交付金	一般財源※2	計	学校給食物資購入費
令和7年度予算	5,882,733,000	465,442,000	454,489,000	6,802,664,000	6,802,664,000

※2 川崎市市制100周年記念事業実施による配当替え予算を含む(令和6年度・令和7年度)。

陳情に対する本市の考え方

1 陳情事項

小・中学校・特別支援学校の給食を無償にしてください。

2 本市の考え方

本市では、学校給食に係る経費は食材料費のみを保護者負担とすることを原則的な考え方としており、経済的な理由で支払いが困難な御家庭については、生活保護制度や就学援助制度等が適切に活用されるよう、周知に努めています。

無償化については、本来、保護者負担について自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきものであり、これまで様々な機会を通じて国に要望をしています。

令和7年2月の衆議院予算委員会等において、石破総理が学校給食費無償化について触れていることから、引き続き、国の動向を注視してまいります。

【令和6年度他都市と連携した国等への働きかけの状況】

- ◆ 令和6年7月 神奈川県市長会「国の施策及び予算に関する提言」
- ◆ 令和6年7月 指定都市教育委員会協議会「要望書（文部科学省、財務省へ提出）」
- ◆ 令和6年8月 神奈川県市長会「県の施策・制度・予算に関する要望」
- ◆ 令和6年8月 全国都市教育長協議会「令和7年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情」
- ◆ 令和6年11月 九都県市首脳会議「地方分権改革の実現に向けた要求」
- ◆ 令和6年11月 指定都市教育委員会協議会「令和7年度文教予算に関する重点要望」
- ◆ 令和6年11月 指定都市市長会「国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同提言」

「学校給食費無償化」に関する国の動向

(参考)

こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)抜粋

Ⅱ.こども・子育て政策の強化:3つの基本理念

1.こども・子育て政策の課題

(3)子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する。

○学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。

○その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。

文部科学省による実態調査

令和5年8月4日「無償化を実施する各教育委員会等における取組の実態調査について」

令和5年12月5日「学校給食費の無償化に係る実態の把握に向けた追加調査について」

令和6年6月12日「学校給食に関する実態調査」の結果公表

文部科学省による課題整理の公表

令和6年12月27日「『給食費無償化』に関する課題の整理について」

給食費無償化に関する直近の石破総理の発言

○令和7年2月17日 衆議院予算委員会 石破総理答弁

小学校の給食無償化を念頭に、安定した恒久財源の確保策と合わせ、令和8年度以降、できる限り早期の制度化を目指したい。

○令和7年2月25日 石破総理発言

いわゆる給食無償化につきましては、まずは小学校を念頭に地方の実情などを踏まえ、令和8年度に実現する。その上で中学校への拡大もできる限り速やかに実現する。

文部科学省「学校給食に関する実態調査」(令和6年6月12日公表) (参考)

文部科学省が実施した「学校給食に関する実態調査」における全国の自治体の学校給食費や無償化の状況は次のとおりとなっています。

1 公立学校における学校給食費の状況(令和5年5月1日現在)

- ✓ 学校給食の給食費(実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額)の月額平均は、小学校4,688円、中学校5,367円であり(令和5年度調査時点)、小・中学校については直近5年間で約8%、10年間で約12%上昇
- ✓ 都道府県間では、小学校が3,933円～5,314円、中学校が4,493円～6,282円と、1.4倍弱の開きがある。

2 自治体独自の学校給食費無償化の実施状況(令和5年9月1日現在)

- ✓ 1,794自治体中、775自治体において何らかの形で令和5年度中に学校給食費無償化を実施している(予定を含む)。
- ✓ 無償化を実施している722自治体のうち、547自治体が全小中学生を対象に無償化を実施、22自治体が小中学校のいずれかで無償化を実施、153自治体※が支援要件を設けて無償化を実施している。

- ✓ 財源は、自己財源が最も多く、次いで地方創生臨時交付金、ふるさと納税等となっている。

【無償化の財源】

財源	自治体数	財源	自治体数
①自己財源	475	④都道府県からの補助	52
②地方創生臨時交付金	233	⑤寄付金	6
③ふるさと納税	74	⑥その他 (交付金、基金、地方債等)	86

※複数回答

※支援要件の内容

- ① 多子世帯が対象 135自治体
- ② 一部の学年が対象 7自治体
- ③ 所得要件による 2自治体
- ④ ①～③の組み合わせ 9自治体

文部科学省「『給食無償化』に関する課題の整理について」(令和6年12月27日公表) (参考)

文部科学省が公表した「『給食費無償化』に関する課題の整理について」では、給食無償化の課題について次のとおり整理しています。

- 学校給食法の目的・目標は、適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な発達や、給食を通じた食に関する理解や判断力の育成である。この目的・目標を実現するため、給食実施に対する諸施策や、経済的困窮により給食費の支払いが困難な世帯に対する負担軽減を進めている。
- 一方、(中高所得者世帯を含む)全員を対象にした給食無償化は、一部の自治体において、「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施され、結果的に保護者世帯の所得増加をもたらす施策であり、給食の目的・目標の実現とは異なる。
- このため、「給食無償化」については、子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題を、以下のとおり整理

児童生徒間の公平性

- ✓ 給食を喫食しない児童生徒(弁当持参、不登校等)などに恩恵が及ばない。
→川崎の場合 長期欠席者 約4%(令和5年度)
食物アレルギーのある児童生徒 約6.3%(令和5年度)
- ✓ 学校給食費の月額平均は、都道府県間で1.4倍弱の開きがある。

格差是正策としての妥当性

- ✓ 経済的困窮家庭については、既に生活保護による教育扶助・就学援助により基本的に無償化。給食費無償化の範囲の拡大は、経済的困窮世帯に対しては追加的な恩恵はなく、格差是正の観点に乏しい。
→川崎の場合 生活保護・就学援助認定数 約12.8%(令和5年度)

国と地方の役割分担

- ✓ 就学援助は、平成17年の「三位一体の改革」により、税源移譲とともに、一般財源化。国と地方の役割分担については、こうした経緯も踏まえる必要がある。

効果的な少子化対策

- ✓ (単年度で)約4,832億円が必要であり、安定的な財源の確保を要する。
- ✓ 少子化をめぐる状況は地域によって異なっており、限られた財源の中で「給食無償化」が少子化対策として効果的な施策であるか否か、との観点からの検討が必要

各政令指定都市における学校給食費無償化の状況 (参考)

【各政令指定都市の状況】

都市名	無償化の実施
札幌市	×
仙台市	×
さいたま市	×
千葉市	第3子以降小・中・特別支援学校（小学部・中学部に限る）で無償化※
川崎市	×
横浜市	×
相模原市	令和7年度から小1で無償化
新潟市	×
静岡市	×
浜松市	×
名古屋市	×

都市名	無償化の実施
京都市	×
大阪市	小・中で無償化
堺市	令和7年度から小1・2で無償化
神戸市	×
岡山市	×
広島市	×
北九州市	×
福岡市	令和7年度中に小・中で無償化開始
熊本市	×

※ 千葉市 第3子以降の子が市立小・中・特にいる場合

神奈川県内における学校給食費無償化の状況

(参考)

【県内の状況】

都市名	無償化の実施
川崎市	×
横浜市	×
横須賀市	×
鎌倉市	×
三浦市	×
葉山町	×
相模原市	令和7年度から小1で無償化
厚木市	小・中で無償化
大和市	第3子以降小・中で無償化※
海老名市	×
座間市	×
綾瀬市	×

都市名	無償化の実施
愛川町	×
清川村	小・中で無償化
平塚市	×
藤沢市	×
茅ヶ崎市	×
秦野市	×
伊勢原市	×
寒川町	×
大磯町	小で無償化
二宮町	中で無償化
小田原市	×
南足柄市	小・中で無償化

都市名	無償化の実施
中井町	小・中で無償化
大井町	×
松田町	×
山北町	小・中で無償化
開成町	×
箱根町	小・中で無償化
真鶴町	×
湯河原町	×

東京都内は都からの補助（補助率7/8）により、62全ての市区町村で無償化

※大和市 市立小中学校等に通学している児童生徒を3人以上養育している場合